

企画競争実施の公示

平成30年3月16日

近畿地方整備局長

池田 豊人

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

(1) 業務名 ICT技術を用いた多言語案内広報業務

(2) 業務内容

主な業務内容は以下のとおりである。

1) 神戸市三宮地区で実施している ICT 技術を用いた多言語案内「Smart guidance」(以下、スマートガイド)の広報施策企画・実施

訪日外国人旅行者及び自治体や交通事業者等の実施主体となる可能性がある団体(以下、自治体等)へスマートガイドを多言語案内手法として広く周知するために、企画競争実施にかかる説明書 1.(3)業務企画方針に則り、広報施策を企画し実施するものである。

なお、広報施策の詳細については受注者の企画提案によるものとする。

※スマートガイドの詳細については、近畿地方整備局のHPを確認すること。

(<http://www.kkr.mlit.go.jp/plan/vitality/travel-environment/ol9a8v000000ikcr.html>)

ただし、上記に加えて以下の施策を実施すること。

①神戸三宮駅周辺でのPR動画放映

放映期間：任意の4週間(ただし、広報に効果的な時期であること)

放映頻度：約60回/日

放映内容：発注者より提供する訪日外国人旅行者向けPR動画(約1分)

②関西国際空港内でのPR動画放映

放映期間：任意の2週間(ただし、広報に効果的な時期であること)

放映頻度：約150回/日

放映内容：発注者より提供する訪日外国人旅行者向けPR動画(約1分)

③空港リムジンバス車内での広告掲出

掲出期間：任意の3ヶ月間(ただし、広報に効果的な時期であること)

掲出場所：関西国際空港リムジンバス車内の座席背面網ポケット

掲出内容：発注者から提供されたチラシデータを元に受注者が印刷したもの。掲出物の詳細は発注者の指示による

2) スマートガイドランスの新たな展開

スマートガイドランスを道路・交通事業に資する多言語案内手法として活用できる案内看板以外の新たな貼付箇所を検討するものとする。

また、本業務に係る契約の相手方の決定及び契約締結は、当該業務に係る平成30年度本予算が成立し、支出負担行為計画示達がなされることを条件とするものである。

(3) 履行期限 平成31年2月28日

2. 企画競争参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の近畿地域の競争参加資格を有すること。

(3) 企画提案書等の受領期限の日から見積の時までの期間に、近畿地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

(4) 業務実績に関する要件

下記に示される同種又は類似業務について、平成20年度以降に完了した業務（平成29年度完了予定も対象に含む。再委託による業務の実績は認めない。）において、1件以上の実績を有すること。

・同種業務：官公庁（注1）で発注された道路の広報・PR活動を実施した業務

・類似業務：官公庁（注1）で発注された広報・PR活動を実施した業務

(5) 業務執行体制に関する要件

配置予定技術者等については、平成20年度以降に完了した業務（平成29年度完了予定も対象に含む。再委託による業務の実績は認めない。）において、同種又は類似業務の実績を1件以上有すること。

(6) 近畿地方整備局長から企画競争実施にかかる説明書の交付を受けた者であること。

(7) 会社更生法に基づき更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（競争参加資格に関する公示に基づく再申請の手続きを行った者を除く。）でないこと。

(8) 警察当局から、暴力団員が実施的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

注1) 官公庁とは、国の機関、都道府県、政令市、独立行政法人、国立学校法人、特殊法人（注2）をいう。

注2) 特殊法人とは、総務省設置法第4条第15号に基づく、合計33法人（平成28年8月1日現在）

3. 手続等

(1) 担当部局

〒540-8586 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44

近畿地方整備局 総務部 契約課 購買第二係

電話 06-6942-1141 FAX 06-6943-7834

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期間：平成30年3月16日から平成30年3月27日までの土曜日、日曜日、
祝日及び年末年始休暇を除く毎日、9時30分から16時00分まで

場所：3.(1)に同じ。

方法：書面により交付を行う。なお、郵送（着払）による交付を希望する場合は
3.(1)に問い合わせること。

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

期限：平成30年3月27日16時00分

場所：3.(1)に同じ。

方法：持参、郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）に限る。

(4) 企画提案に関するヒアリングの有無 有

4. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 3.(1)に同じ。

(3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者側の負担とする。

(4) 提出された企画提案書は、当該提出者に無断で2次的な使用は行わない。

(5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載
を行った提出者に対して指名停止を行うことがある。

(6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求が
あった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(7) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであ
るが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではな
い。

(8) その他の詳細は説明書による。